

# タイ向けりんご等の生果実輸出検疫実施要領

平成 31 年 3 月 31 日付け 30 消安第 5305 号

農林水産省消費・安全局長通知

## 沿革

令和元年 5 月 10 日 31 消安第 687 号一部改正

令和元年 12 月 5 日 元消安第 2542 号一部改正

令和 5 年 11 月 20 日 5 消安第 4314 号一部改正

## 第 1 趣旨

- 1 タイへ輸出するりんご、なし、もも、さくらんぼ、かき、キウイフルーツ、いちご、ぶどう及びなすの生果実（以下「タイ向けりんご等の生果実」という。）について、タイ向けりんご等の生果実の生産者（以下「生産者」という。）及び選果こん包を行う施設（以下「選果こん包施設」という。）の責任者等が実施する園地管理、収穫、選果こん包等が関係法令に従って適切に実施されることを確保するほか、植物防疫官が行う検疫を齊一に実施することをもって、我が国からのタイ向けりんご等の生果実の円滑な輸出を確保するため、本要領を定める。
- 2 タイ向けりんご等の生果実の検疫は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸出植物検疫規程（昭和25年8月4日農林省告示第231号。以下「規程」という。）によるほか、この要領により実施するものとする。

## 第 2 定義

この要領において、「りんご」とは商業的に生産される *Malus domestica* をいい、「なし」とは商業的に生産される *Pyrus pyrifolia* をいい、「もも」とは商業的に生産される *Prunus persica* をいい、「さくらんぼ」とは商業的に生産される *Prunus avium* をいい、「かき」とは商業的に生産される *Diospyros kaki* をいい、「キウイフルーツ」とは商業的に生産される *Actinidia deliciosa* をいい、「いちご」とは商業的に生産される *Fragaria x ananassa* をいい、「ぶどう」とは商業的に生産される *Vitis vinifera* をいい、「なす」とは商業的に生産される *Solanum melongena* をいう。

## 第 3 生産園地の登録

- 1 生産者又は生産者が属する生産者団体等の責任者（以下「管理者」という。）は、タイ向けりんご等の生果実の栽培に際し次に掲げる措置が的確に実施される生産園地を、タイ向けりんご等の生果実の生産園地として申請するものとする。なお、申請に係る生産園地が同一市町村内に複数ある場合には、これを1つの生産園地として管理者から選出された者（以下「代表者」という。）による申請（以下「包括申請」という。）を行うことができる。
  - (1) 都道府県又は地域の農業協同組合その他の団体が定める GAP (Good Agricultural Practice (農業生産工程管理)) を踏まえ、農薬を適正使用する等の病害虫防除及び栽培管理が行われ

ること（GAP の取得を義務付けるものではない）。

(2) (1) の措置の実施状況について、生産者により、生産園地の管理に係る記録が作成され、少なくとも2年間保管されること。

2 管理者又は代表者は、前項の申請に当たっては、生産園地・生産施設登録申請書（「二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領」（令和5年9月6日付け5消安第3182号農林水産省消費・安全局長通知。以下「二国間生果実実施要領」という。）第1号様式）を作成の上、当該生産園地の所在する都道府県に提出するものとする。なお、生産園地・生産施設登録申請書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 当該生産園地が前項による申請の前年度に6による登録を受けている場合は、生産園地・生産施設登録申請書の備考欄に当該生産園地の登録生産園地・施設番号を記入すること。

(2) 生産園地・生産施設登録申請書の面積欄、種類・名称欄、形態・用途欄、ロット番号・品種名欄、栽培数欄及び栽培地検査申請先欄の記入は不要とすること。

(3) 1の包括申請を行う場合は、生産者氏名欄に代表者氏名を記入すること。

3 前項により生産園地・生産施設登録申請書の提出を受けた都道府県は、提出された申請書を取りまとめ、生果実ごとに原則、次に掲げる期日までに当該都道府県を管轄する植物防疫所（那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官に、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）等を通じて提出するものとする。なお、包括申請の場合は、都道府県は、当該申請に係る生産者又は生産者団体等に関する情報を管理・保管し、植物防疫官からの要請があった場合は、当該情報を提供するものとする。

(1) りんご、なし、かき、キウイフルーツ及びいちご：毎年6月30日

(2) もも、さくらんぼ、ぶどう及びなす：毎年1月31日

4 都道府県は、前項により取りまとめた生産園地・生産施設登録申請書を植物防疫所へ提出する際は、タイ向け輸出りんご等の生果実生産園地登録申請一覧表（第1号様式）を作成の上、提出するものとする（ただし、都道府県が当該生産園地・生産施設登録申請書を、前項によりeMAFFを通して植物防疫所に提出する場合は除く。）なお、申請書に2の(1)の記入がある場合は、都道府県は、タイ向け輸出りんご等の生果実生産園地登録申請一覧表の備考欄に、当該登録生産園地・施設番号を記入するものとする。

5 2で生産園地・生産施設登録申請書を提出した管理者又は代表者（以下「申請者」という。）は、その記載内容に変更があったときは、速やかに当該生産園地の所在する都道府県に再提出するものとする。また、都道府県は、前項で提出したタイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請一覧表の記載内容に変更があったときは、速やかに当該都道府県を管轄する植物防疫所へ再提出するものとする。

6 3で生産園地・生産施設登録申請書の提出（前項による再提出を含む。）を受けた植物防疫官は、内容を確認した上で、タイ向けりんご等の生果実の生産園地を登録生産園地・生産施設一覧表（二国間生果実実施要領第2号様式）に登録するとともに、当該登録生産園地・生産施設一覧表を2年間保管するものとする。なお、登録生産園地・施設番号（Production unit code(PUC)）は、別表1の識別コードと4桁の数字の組み合わせとし、面積欄の記入は不要とする。

7 植物防疫官は、2の都道府県に対し、前項の登録生産園地・生産施設一覧表から当該都道府

県以外を所在地とする登録生産園地の情報を削除した一覧表を通知するものとする。

8 植物防疫官は、6による登録について、生果実ごとに原則、次に掲げる期日までに行うものとする。なお、前年に登録された登録生産園地の登録は、当該期日付けで登録生産園地・生産施設一覧表から抹消されるものとする。

(1) りんご、なし、かき、キウイフルーツ及びいちご：毎年7月31日

(2) もも、さくらんぼ、ぶどう及びなす：毎年2月末日

9 生産園地の登録後に、1の(1)又は(2)の措置が適切に実施されていないことが判明した場合、植物防疫官は、当該登録生産園地の申請者に対し、改善措置を実施するよう指導するものとする。なお、植物防疫官が改善措置を実施するよう指導したにもかかわらず、申請者が従わない場合には、植物防疫官は、当該登録生産園地に係る6の登録を取り消し、登録生産園地・生産施設一覧表を変更するものとする。

10 前項により、登録生産園地・生産施設一覧表を変更した場合は、7に準じて、速やかに変更後の登録生産園地・生産施設一覧表の通知を行うものとする。

11 植物防疫課長は、タイ王国農業・協同組合省農業局（以下「タイ農業局」という。）からの要請に応じて、タイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地一覧表を提出するものとする。

#### 第4 選果こん包施設の登録

1 選果こん包施設の責任者は、4の(1)の標準作業手順書を添付した選果こん包施設登録申請書（二国間生果実実施要領第3号様式）を当該選果こん包施設の所在する都道府県に提出するものとする。なお、選果こん包施設登録申請書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 当該選果こん包施設が当該申請の前年度に4による登録を受けている場合は、選果こん包施設登録申請書の備考欄に登録こん包施設番号を記入すること。

(2) 選果こん包施設登録申請書の選果技術員氏名欄及び夜間作業の有無欄への記入は不要とすること。

2 前項により選果こん包施設登録申請書の提出を受けた都道府県は、提出された選果こん包施設登録申請書を取りまとめ、4の(1)の標準作業手順書を添付して、生果実ごとに原則、次に掲げる期日までに当該都道府県を管轄する植物防疫所の植物防疫官にeMAFF等を通じて提出するものとする。

(1) りんご、なし、かき、キウイフルーツ及びいちご：毎年6月30日

(2) もも、さくらんぼ、ぶどう及びなす：毎年1月31日

3 都道府県は前項により取りまとめた選果こん包施設登録申請書を植物防疫所へ提出する際は、タイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設申請一覧表（第2号様式）を作成の上、提出するものとする（ただし、都道府県が当該選果こん包施設登録申請書を、前項によりeMAFFを通じて植物防疫所へ提出する場合を除く）。なお、申請書に1の(1)の記入がある場合は、タイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設申請一覧表の備考欄に当該登録こん包施設番号を記入するものとする。

4 2により選果こん包施設登録申請書の提出を受けた植物防疫官は、次に掲げる要件を備える選果こん包施設を、登録選果こん包施設一覧表（二国間生果実実施要領第4号様式）に登録す

るものとする。

なお、登録選果こん包施設番号（Packinghouse code (PHC)）は、別表 1 の識別コードと 4 桁の数字の組み合わせとし、選果こん包施設が複数の品目を取り扱う場合においても、同じ選果こん包施設に対して複数の登録選果こん包施設番号を付与しないこと。また、登録選果こん包施設一覧表の選果技術員氏名欄及び夜間作業の有無欄への記入は不要とする。

- (1) 生果実の等級付け、選果こん包、病虫害被害果の除去等に係る標準作業手順書を有し、かつ、それに従って作業を行い、タイが侵入を警戒する別表 2 の検疫対象病虫害（以下「検疫対象病虫害」という。）の寄生果が混入しないこと。
  - (2) 施設内に登録生産園地以外で生産された生果実がある場合は、タイ向けりんご等の生果実と物理的に隔離して保管できること。
  - (3) 選果こん包を行うタイ向けりんご等の生果実の生産者情報に係る記録を作成し、2 年間保管すること。
- 5 植物防疫官は、前項による登録について、生果実ごとに原則、次に掲げる期日までに行うものとする。なお、前年に登録された登録こん包施設の登録は、当該期日付けで登録選果こん包施設一覧表から抹消されるものとする。
- (1) りんご、なし、かき、キウイフルーツ及びいちご：毎年 7 月 31 日
  - (2) もも、さくらんぼ、ぶどう及びなす：毎年 2 月末日
- 6 植物防疫官は、1 の都道府県に対し、4 の登録選果こん包施設一覧表から、当該都道府県以外を所在地とする登録こん包施設の情報を削除した一覧表を通知するものとする。
- 7 植物防疫官は、4 の登録選果こん包施設一覧表のうち、責任者氏名以外の項目について、植物防疫所ホームページに掲載するものとする。ただし、1 による申請時に植物防疫所ホームページへの掲載を望まないとした登録選果こん包施設についてはこの限りでない。
- 8 植物防疫官は、登録選果こん包施設について、原則として 1 年に 1 回以上、4 の（1）及び（2）に掲げる要件を満たすものであることを確認するものとする。
- 9 選果こん包施設の登録後に、4 の（1）又は（2）に掲げる要件を満たしていないことが判明した場合、植物防疫官は、当該登録選果こん包施設の責任者に対し、改善措置を実施するよう指導するものとする。なお、植物防疫官が改善措置を実施するよう指導したにもかかわらず、従わない場合には、植物防疫官は、当該登録選果こん包施設に係る 4 の登録を取り消し、4 の登録選果こん包施設一覧表を変更するものとする。
- 10 前項により、登録選果こん包施設一覧表を変更した場合は、6 に準じて、速やかに変更後の選果こん包施設一覧表の通知を行うものとする。
- 11 植物防疫課長は、タイ農業局からの要請に応じて、タイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設一覧表を提出するものとする。

## 第 5 選果こん包等の実施

- 1 登録選果こん包施設におけるタイ向けりんご等の生果実の選果こん包作業等は、次により行うものとする。
  - (1) 登録生産園地で生産されたタイ向けりんご等の生果実を選果すること。
  - (2) 選果こん包作業の開始前に清掃を行うこと。

- (3) 選果作業は、検疫対象病害虫を発見するために適切な照明設備及び選果設備を使用して行い、各登録選果こん包施設が定める標準作業手順書に基づき、検疫対象病害虫の付着のない生果実を選果すること。
  - (4) タイ向けりんご等の生果実のこん包に用いる容器は、未使用で、清潔であること。
  - (5) こん包内には、土、枝葉、植物残さ等の混入がないこと。
  - (6) 検疫対象病害虫の寄生果が発見された場合は、選別後直ちに施設外へ搬出し、廃棄すること。
  - (7) 各こん包の側面に、タイ向けであること (EXPORT TO THAILAND)、日本産であること、輸出者名、生果実の名称、登録選果こん包施設番号及び登録生産園地番号を表示すること (参考様式)。なお、タイ向けであること (EXPORT TO THAILAND) については、こん包をパレット積みする場合は、パレット積みの各側面に表示することにより、各こん包への表示を省略することができる。
- 2 登録選果こん包施設の責任者は、選果こん包等が前項により行われたと判断した場合には、登録生産園地並びに品種ごとに箱数及び重量を記載した書類を添付した選果こん包実施報告書 (二国間生果実実施要領第 11 号様式) を 2 部作成し、1 部をタイ向けりんご等の生果実をタイへ輸出しようとする者 (選果こん包の実施依頼者を含む。以下「輸出者」という。) に交付し、1 部を当該登録選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。なお、当該選果こん包実施報告書の植物防疫官への提出にあたっては、農林水産省共通申請サービス (以下「eMAFF」という。)、電子メール、FAX 等を用いるものとする。また、登録選果こん包施設の責任者が、第 6 の 1 の目視検査申請者として、目視検査申請を行う場合は、目視検査申請時の選果こん包実施報告書の写しの提出をもって、当該選果こん包実施報告書が登録選果こん包施設の責任者から、植物防疫官へ提出されたものとする。

## 第 6 目視検査

- 1 タイ向けりんご等生果実について、規程第 1 条第 4 号の植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 (以下「目視検査」という。) を受けようとする者 (以下「目視検査申請者」という。) は、当該目視検査の実施場所を管轄する植物防疫所の植物防疫官に対し、目視検査申請書 (輸出検査実施要領 (令和 5 年 2 月 20 日付け 4 消安第 5904 号消費・安全局長通知。以下「輸出検査実施要領」という。) 様式第 4 号) に次に掲げる書類を添付して、原則として eMAFF を通じて提出するものとする。
  - (1) タイ農業局が発行する輸入許可証の写し
  - (2) 第 5 の 2 の選果こん包実施報告書の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、目視検査の申請が、第 7 の 1 による植物検疫証明書の交付の申請をした植物防疫所と同一の植物防疫所に対して行われる場合は、規則第 23 条の規定による検査申請書 (規則第 12 号様式。以下「輸出検査申請書」という。) の提出をもって当該申請に代えることができるものとする。
- 3 前項の場合、目視検査申請者は、目視検査申請書に記載される記載に当たっての留意事項等を遵守し、検査試料を無償で提供することに同意するものとする
- 4 目視検査申請者が、1 の目視検査申請書又は 2 の輸出検査申請書の記載内容を変更する場合

には、直ちに修正した目視検査申請書又は輸出検査申請書を、1又は2に準じて、提出するものとする。

- 5 植物防疫官は、提出された目視検査申請書又は輸出検査申請書に必要な情報の全てが記載されていることについて確認を行い、必要があると認めた場合は、目視検査申請者に対し修正を求めるものとする。
- 6 植物防疫官は、前項の確認の結果、目視検査の申請を受け付けた場合は、提出された目視検査申請書又は輸出検査申請書に、申請番号として、自所の統計・担当所コードにIの英文字及び8桁の任意番号を続けたものを付すものとする。(例：000-I-00000001)
- 7 植物防疫官は、1の目視検査申請者に、あらかじめ目視検査を実施する期日、場所並びに立会いを要する旨及びその際に必要となる措置の内容を、原則 eMAFF を通じて通知するものとする。
- 8 目視検査は、次に掲げる内容により実施するものとする。
  - (1) 十分な明るさを確保した上で、他の荷口と混ざらないように配慮の上実施するものとする。
  - (2) 集荷地で実施する場合は、安全に実施できるよう、目視検査申請者又はその代理人に対し必要な指示をするものとする。
  - (3) 目視検査申請書に記載された梱数、数量、表示等が、申請荷口と同一であることを確認するものとする。
  - (4) 輸出時の荷姿の状態を確認するとともに、次に掲げる内容により、検査荷口検査抽出数量を無作為に抽出し、検査対象病害虫、土、枝葉等の有無について目視で確認するものとする。
    - ア 登録生産園地、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を1つの検査荷口とすること。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる登録生産園地又は異なる品種の荷口をまとめて1つの検査荷口とすることができる。
    - イ 検査荷口ごとに2%以上(重量)を検査抽出数量とすること。
- 9 目視検査の適合の基準は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 別表2に掲げる検査対象病害虫が認められないこと。
  - (2) 土、枝葉、植物残さ等の混入がないこと。
  - (3) 抽出した各こん包の側面に第5の1の(7)の表示があること。
- 10 植物防疫官は、検査荷口ごとに、タイ向けりんご等の生果実が前項の基準に適合しているかの確認を行い、その結果を記載した目視検査報告書(輸出検査実施要領様式第11号)を目視検査申請者に交付するものとする。ただし、2により、目視検査の申請が第7の1の植物検疫証明書の交付の申請に代えて行われた場合はこの交付を要しない。

## 第7 植物検疫証明書の交付

- 1 法第10条第3項による植物検疫証明書の交付を受けようとする者(以下「植物等輸出検査申請者」という。)は、交付を希望する植物防疫所の植物防疫官に対し、輸出検査申請書に、次に掲げる書類を添付し、原則として輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)を通じて提出するものとする。また、船積み貨物として輸出する場合は、輸出検査申請書の備考欄(NACCSにあっては、記事欄)には、コンテナ番号及びコンテナシール番号を記載するもの

とする。

- (1) タイ農業局が発行する輸入許可証の写し
  - (2) 第5の2の選果こん包実施報告書の写し
  - (3) 目視検査報告書の原本又はその写し（第6の2により、目視検査の申請が植物検疫証明書の交付の申請に代えて行われた場合を除く。）
- 2 植物防疫官は、目視検査報告書の交付の日から14日を超えて当該目視検査報告書に係る植物等について植物検疫証明書の交付の申請があった場合であって、その交付の申請が当該目視検査報告書の交付の日から14日を超えたことについて合理的な理由が認められないときは、当該目視検査報告書の交付を取り消すものとする。このとき、植物等輸出検査申請者から再度、目視検査の申請がなされたときは、植物防疫官は第6により目視検査を実施するものとする。
- 3 植物防疫官は、1の輸出検査申請書及び添付書類（以下「輸出検査申請書等」という。）について、次に掲げる事項について確認し、必要があると認めた場合は、植物等輸出検査申請者に対し輸出検査申請書等の修正を求めるものとする。
- (1) 輸出検査申請書の提出に併せて目視検査の申請が行われていない場合は、目視検査報告書に記載されている内容が輸入国の要求する検査内容を満たしていること。
  - (2) 第6の2により目視検査の申請に代えて輸出検査申請書の提出がされている場合は、目視検査の実施により輸入国が要求する検査内容を満たすこと。なお、この場合は、第6により目視検査について必要な手続を行うものとする。
- 4 植物防疫官は、前項による確認の結果、植物検疫証明書の交付の申請を受け付けた場合は、NACCSで払い出された番号を当該輸出検査申請書の該当欄に付し、受付番号とする。
- 5 植物防疫官は、前項により申請を受け付けた場合であって、3の(2)により目視検査を実施した結果、タイ向けりんご等の生果実が第6の9に掲げる基準を満たすと認めるときは、次に掲げる事項を追記し、植物等輸出検査申請者に法第10条第3項により植物検疫証明書（規則第13号様式）を交付するものとする。ただし、(2)の事項の追記については、タイ向けりんご等の生果実が船積み貨物の場合に限る。
- (1) “The consignment of (生果実の名称を記入) fruit was produced and prepared for export in accordance with the conditions for import of (生果実の名称を記入) fruit from Japan to Thailand.”
  - (2) コンテナ番号及びコンテナシール番号

## 第8 輸送方法

タイ向けりんご等の生果実は、商業用の船積み貨物又は航空貨物として輸送するものとする。

## 第9 不正行為が確認された場合の措置

植物防疫官は、目視検査報告書又は植物検疫証明書の交付に当たって、申請者等の文書の偽造、虚偽の報告等の不正行為を確認した場合は、植物防疫課に報告の上、必要に応じ、該当する登録生産園地、登録選果こん包施設の登録の取消等の手続を行うものとする。